

【幼稚園 保育の必要性申請書】 ※三鷹台幼稚園は様式が異なるため、園に直接ご連絡ください。(この申請書では受付できません。)

子育てのための施設等利用給付認定申請書 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号 (新 2 号・新 3 号))

(あて先) 三鷹市長

同意事項

1. 申請に必要な区市町村民税の情報及び世帯員の情報について、公簿等 (マイナンバー制度による情報連携を含む。) で確認すること。
2. 申請書記載事項、認定に必要な区市町村民税の情報及び世帯員の情報について、電子計算組織に登録されること。
3. 新年度の 4 月から利用開始の場合は、申請日にかかわらず、3 月末日までに審査結果のお知らせを延期する可能性があること。

以上のことについて同意し、保育の必要性の申請を行います。

令和 年 月 日 申請者 (父) (母)

■利用児童等について記入してください。

※必ず父母両方が署名してください (ひとり親を除く)。

フリガナ	生年月日		認定希望期間
児童氏名	平成 令和	年 月 日生	令和 年 月 日から
申請者住所	三鷹市		
申請者連絡先	自宅：	父携帯：	母携帯：
利用事業 (該当する事業に○を付けてください。)		利用幼稚園名	
	3～5歳児預かり保育 (2号認定)		
	満3歳児預かり保育 (3号認定) ※非課税世帯の方		
	2歳児 幼稚園型一時預かり事業 (幼稚園型II)		※市内では、三鷹双葉幼稚園・牟礼幼稚園が該当します。
認可外 保育施設等 の利用有無 (注)	施設名	利用種別 (○をしてください。)	所在地
		認可外・一時預かり 病児保育・その他	

注) 幼稚園の平日の預かり保育の時間が8時間未満又は年間開所日数200日未満の場合に認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になります。

■保育を必要性の該当項目に✓を付けてください。また、「保育の必要性を証明するための書類」(裏面参照)を添付してください。

	該当項目						
父	<input type="checkbox"/> 就労 (外勤・自営業)	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 病気治療中	<input type="checkbox"/> 障がい	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 就学中	<input type="checkbox"/> 不存在
母	<input type="checkbox"/> 就労 (外勤・自営業)	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 病気治療中	<input type="checkbox"/> 障がい	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 就学中 <input type="checkbox"/> 不存在

■世帯の状況を記入してください (2歳児で一時預かり (幼稚園型一時預かり事業 (幼稚園型II)) を利用される方のみ)。

世帯員	続柄	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居	マイナンバー 日中の状況 (職業・学校名等)
		対象児童			
	父		年 月 日	同居・別居	
	母		年 月 日	同居・別居	
			年 月 日	同居・別居	
			年 月 日	同居・別居	
令和5年1月1日時点で、三鷹市に住民登録がありましたか				令和6年1月1日時点で、三鷹市に住民登録がありましたか	
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (市・区・町・村)				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (市・区・町・村)	

市記載欄	收受印

保育を必要とする事由とそれを証明するための必要書類について

※父母それぞれの書類を必ず添付のうえ、提出してください。

保育を必要とする事由		必要な書類
1	<p>就労 (外勤、自営業)</p> <p><small>* 自営業：本人・三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方</small></p>	<p>①「就労(予定)証明書」(所定様式) * 勤務先に記入を依頼する際は、記載要領を必ずお渡しください。 * 勤務日数、給与支給実績、育児休業期間等、記入漏れが無いものをご用意ください。 * 産前産後休暇、育児休業の場合も書類の提出が必要です。</p> <p>②「スケジュール表」(所定様式) * シフト制や複数の就労先で就労している等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。</p> <p>※月12日以上かつ月48時間以上の就労が最低要件となります。</p>
2	就職内定	<p>①「就労(予定)証明書」(所定様式)</p> <p>②「スケジュール表」(所定様式) * シフト制や複数の就労先で就労する等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。 ↓就労を開始したら、③④をご提出ください。</p> <p>③「就労開始証明書」(所定様式)</p> <p>④ 就労後3か月分の給与明細書の写し(就労先より発行後、毎月提出)</p>
3	求職活動	<p>① ハローワーク受付票の写し(ハローワークで発行)</p> <p>※認定期間は3か月間です。</p>
4	妊娠・出産	<p>① 母子手帳の写し(表紙及び出産(分娩)予定日の記載があるページ)</p> <p>※認定期間は出産月とその前後2か月の計5か月間です。</p>
5	病気治療中	<p>① 診断書(最近3か月以内に発行された保護者が保育にあたれない状況と通院頻度が明記されているもの)または、特定医療費(指定難病)受給者証の写し</p>
6	障がい	<p>① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し</p>
7	介護、看護	<p>①「介護・看護状況申告書」(所定様式)</p> <p>② 被介護者・被看護者の診断書(最近3か月以内に発行されたもの)、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要な状況がわかるもの</p> <p>③「スケジュール表」(所定様式)</p>
8	就学中	<p>① 在学証明書(原本)</p> <p>②「スケジュール表」(所定様式)</p>
9	父母どちらかが 不存在	<p>① 戸籍の写し等家庭の状況がわかるもの、または離婚の受理証明書、ひとり親世帯が受けることのできる手当の受給証明(児童育成手当)等</p> <p>※ 離婚調停中の場合：調停中であることを証明する裁判所の書類等(父母の住民票が同一でない場合のみ)</p> <p>※ 内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、証明書類が提出されても、ひとり親世帯とは認められません。</p>

【所定の様式について】

三鷹市子ども育成課(市役所本庁舎4階44番窓口)で配布しているほか、

「みたかきっずナビ(<https://kosodate-mitaka.mchh.jp>)」から

ダウンロードできます。

みたかきっずナビはこちら

